平成２８年（フ）第７８号
埼玉県新座市片山１丁目７番10号、申立時の住所埼玉県川越市豊田町３丁目４番地２（エメラルドハイツＥ205号室）
債務者　藤縄　綾乃
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目27番11―203号ベルメゾン鶴ヶ島
債務者　小川　光男
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８３号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目11番地23（グリーンコープエイト202号室）
債務者　武田　明誠
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２１号
埼玉県狭山市大字下奥富531番地の２　102
債務者　山本　由美
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１００号
静岡県三島市徳倉２丁目24番18号　シティハイム103、前住所静岡県伊豆の国市大仁532番地
債務者　鈴木　麻佑
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
愛知県春日井市西山町1617番地４　市営道場山住宅Ｅ棟401号
債務者　鈴木　文知
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
京都府福知山市土師宮町２丁目68番地　コーポ宮町103号
債務者　松本　政喜
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
千葉県柏市関場町６番45号
債務者　島田千恵子（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７号
北海道登別市幌別町８丁目７番地３メゾンアイシールド２　201号室
債務者　佐々木　幸（旧姓小田島）
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
岩手県紫波郡紫波町犬渕字上田50番地11ル・ソラリオンＦ棟、旧住所岩手県北上市上野町四丁目17番12号　Ｕハウス101号
債務者　髙橋ちひろ
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６２号
静岡県富士宮市中里東町760番地
債務者　清　　哲雄
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２０５号
神戸市長田区片山町４丁目２番28号レオパレス片山ミオ122号、従前の住所神戸市灘区日尾町３丁目１番３―104号
債務者　五十嵐　博
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９８号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番524―204号
債務者　辻井るり子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１２号
神戸市兵庫区松本通８丁目７番２号松本ハイツ101
債務者　森田　実香
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1614番地３　グレイスフルフィールドⅥ101号
債務者　田中ゆう子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８２号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目62―１　ベルハイツ天満104、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区吉美723番地２
債務者　矢野　有沙
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部